

国際財務報告基準（IFRS）の国際的な利用状況と適用上の問題点（案）

2004年3月9日

企業会計基準委員会 西川 郁生

1. IFRS の国際的な利用状況

(1) 2004年3月現在 IFRS を採用している国又は地域（DTT IAS Plus より）

- 国内企業に対し、IFRS 採用を強制
ロシア（2004年より）、中南米、中近東の国々他
- 国内企業に対し、IFRS とほぼ同一の国内基準採用を強制
シンガポール他
- 一部の国内企業に対し、IFRS 採用を強制
中国（海外投資家向け銘柄）
- 国内企業に対し、IFRS 採用を容認
ドイツ、オランダ、スイス、フィンランド、香港、南アフリカ他

(2) 2005年以降の状況

2005年以降の各国（又は地域）の証券市場における IFRS 採用予定は以下のとおり。（○：強制、△：可、◇：追加説明添付により可、×：不可又は自国の基準への調整表添付必須）

| 国又は地域 | 国内（域内） 企業 | 外国（域外） 企業 | 備考 |
|-----------------|--------------|-----------------|--|
| 米国 | × | × | 調整表の添付は引き続き求め、IFRS と自国基準との差異を削減していくことで対応する方針 |
| 欧州連合（EU） 加盟国 | | | 個別財務諸表への IFRS 適用については加盟国の判断による |
| カナダ | × | ×（ の方向 で検討中） | |
| 豪州 | 事実上 | | 国内基準を IFRS とほぼ同一内容に改訂 |
| シンガポール | 事実上 | | 国内基準を IFRS とほぼ同一内容に改訂 |
| 香港 | | | |
| 中国 | × 一部 | 不明 | 国内企業のうち、海外投資家向けの銘柄については IFRS 財務諸表の作成を強制 |
| 韓国 | × | × | |
| 日本 | 現在は × | 現在は | |

2. IFRS の適用上の問題点

- これまでは IFRS を採用する国又は地域が少なかったこともあり、具体的な適用上の問題点は把握していない。むしろ、IOSCO や大手会計事務所から指摘された問題点に対して、IASB が改善プロジェクトや新たな IFRS・解釈指針の公表で対応。
- 2005 年以降の IFRS の具体的な適用にあたり、これまでの国際会計基準審議会（IASB）の会議や IASB の主要国会計基準設定主体会議等で問題になった事項は次のとおり。

- (1) 各国 / 地域における IFRS の承認
- (2) IFRS の解釈指針
- (3) 非上場企業（中小企業含む）への適用

（1）各国 / 地域における IFRS の承認

- EU においては、域内基準として IFRS を直接導入することもあり、個々の IFRS の基準についてそれぞれ欧州委員会が承認する手続を採用。
- 国内基準を改訂して IFRS とほぼ同一の内容とする国又は地域の場合は、国内基準の承認過程の中で承認がなされているものと解される。

（2）IFRS の解釈指針

- IFRS は「原則主義」の会計基準であり、運用には解釈が必要。
- IFRS の解釈指針を作成する組織は、IASB の下部組織である IFRIC である。ただし、IFRIC は非常勤者による組織であり、作業量には限界あり。解決策として、現在実行（または検討）されているものは以下のとおり。
 - IFRIC は各国から提起される問題のうち、国際的な問題を扱う方針とする。
 - 指針としての公表に至らなくとも、問合せの多い事項については、IASB 財団が「教育研修資料」として公表予定。
 - 各国固有の問題についてどのように取り扱うかについては現在検討中（各国の会計基準設定主体に解釈を行わせるか否か）。

（3）非上場企業（中小企業含む）への適用

- EU では、非上場企業への IFRS 適用は加盟国の任意。
- IASB は中小企業向けの「簡易版 IFRS」を作成する方針。現在検討中。
- 中小企業の定義については各国で判断を行うこととする方向。

3. その他

我が国で外国会社の IFRS 財務諸表を受け入れるにあたり、例えば以下の点について検討を要するものと考えられる。

- 外国企業が、自国の証券市場へ上場することなく、IFRS 財務諸表を用いて我が国証券市場への直接上場（Primary Listing）を行う場合の取扱い
- 日本基準との差異に関する説明について、要求するか否か。要求する場合、どのような情報を要求するか（説明書きか、数値の調整か。また、重要なものに限るか否か）。
- 外国企業が、自国の証券市場で IFRS 連結財務諸表に併せて自国基準による個別財務諸表を開示している場合の取扱い（例：英国。現在は、自国で個別の開示が求められている場合には、東証も個別の開示を求めている。現状どおりとするか、個別について追加の情報（上記のような差異に関する説明）を要求するか、あるいは個別の開示を不要とするか）。
- 外国企業の IFRS 財務諸表について、英文のまま受け入れるか、又は現状どおり邦訳を求めるか。

以 上